

令和5年6月20日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

令和5年6月20日（火曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

鎌田 礼二 委員長

菅原 善幸 副委員長

阿部 かほる 委員

土見 大介 委員

小高 洋 委員

志賀 勝利 委員

出席議長団（1名）

山本 進 副議長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長	佐藤 光樹	副市長	千葉 幸太郎
総務部長	本多 裕之	市民生活部長	高橋 五智美
福祉子ども未来部長	長峯 清文	産業建設部長	草野 弘一
総務部 危機管理監	佐藤 孝文	総務部 政策調整管理監	末永 量太
総務部 公民共創推進専門監 兼教育委員会教育部 生涯学習課長兼 生涯学習センター館長	櫻下 真子	総務部 行財政改革推進 専門監	佐藤 一樹
福祉子ども未来部次長 兼生活福祉課長	並木 新司	総務部次長 兼総務人事課長	高橋 数馬
産業建設部次長 兼まちづくり・ 建築課長	星 潤一	総務部 政策課長	木皿 重之
総務部 財政課長	佐藤 渉	総務部 管財契約課長	千葉 貴幸
総務部 危機管理課長	目々澤 恵一	市民生活部 市民課長	中村 成子

市民生活部
環境課長 引地洋介

市民生活部
保険年金課長 布施由貴子

産業建設部
商工観光課長 横田陽子

総務部総務人事課
総務係長 石川 宏

教育委員会
教育長 吉木 修

教育委員会
教育部長 星 和彦

教育委員会教育部
次長兼教育総務課長 小倉知美

事務局出席職員氏名

事務局長 相澤和広

議事調査係長 石垣 聡

議事調査係主査 工藤聡美

議事調査係主査 梅森佑介

会議に付した事件

議案第38号 塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第43号 令和5年度塩竈市一般会計補正予算

議案第44号 工事請負契約の締結について

議案第45号 あらたに生じた土地の確認について

議案第46号 あらたに生じた土地の確認について

議案第47号 町の区域を変更することについて

議案第48号 町の区域を変更することについて

午前10時00分 開会

○鎌田委員長 ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にマスクを外していただかなくても差し支えありません。また、議場の扉を開放するなどの感染症対策を行いますので、ご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

傍聴者はありませんね。

本日の審査の議題は、議案第38号「塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」、議案第43号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第44号「工事請負契約の締結について」、議案第45号「あらたに生じた土地の確認について」、議案第46号「あらたに生じた土地の確認について」、議案第47号「町の区域を変更することについて」、議案第48号「町の区域を変更することについて」の7件であります。

これより議事に入ります。

議案第38号及び第43号ないし第48号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

総務教育常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例など、計7か件でございます。

各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明させますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 それでは、政策課より、議案第38号「塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明させていただきたいと思っております。

説明につきましては、資料No.5の定例会議案と資料No.8の定例会議案資料にてご説明させていただきます。

初めに、資料No.5の定例会議案の2ページ目をご覧ください。

条例改正案の提案理由をご覧ください。

生活保護の医療扶助において、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認が導入されることに伴い、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務で個人番号を利用できるようにするため、所要の改正を行おうとするものでございます。

恐れ入りますが、資料No.8の定例会議案資料の3ページをご覧くださいと思います。

1の概要につきましては、先ほどご説明させていただいた内容でございますので、省略させていただきます。

それでは、2の改正内容でございます。生活保護法に基づく事務につきましては、番号法で規定されているため、個人番号を利用することができますが、外国人の保護については、番号法の適用対象外であり、市が独自に条例で定める必要がございます。本市における外国人の生活保護に関する事務について、外国人の個人番号の利用を可能とするため、条例の一部を改正し、独自利用事務として位置づけるものでございます。ご参考にオンライン資格確認の流れのイメージ図を図に記載しております。こちらにつきましては、今まで医療圏で対応してきたものをマイナンバーカードによるオンラインでの資格確認を行うことで、利用者にとって利便性向上につながるのと同時に、医療機関等にとっても事務の軽減につながるものとなっております。

3の施行日につきましては、公布の日となります。

なお、資料No.5の定例会議案の1ページ目から2ページにつきましては、条例改正案を、資料No.8の1ページから2ページには、新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどご参照願います。

議案第38号に係る説明は以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○鎌田委員長 目々澤危機管理課長。

○目々澤総務部危機管理課長 それでは、議案第43号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、危機管理課所管分として1件ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.8の第2回市議会定例会議案資料の29ページをお開きいただきたいと思います。

コミュニティ助成事業、地域防災組織育成助成事業について、ご説明申し上げます。

1の概要ですが、一般財団法人自治総合センターが、地域社会の健全な発展と地域福祉の向上を目的に、安全な地域づくりを推進する事業等に対して助成するものです。本市が、令和5年度事業として採択を受けた助成事業は、地域防災組織育成助成事業で、助成内容は、消

防団や自主防災組織の活動に必要な設備等の整備に関する助成となっております。

2の採択状況でございますが、宮町町内会が実施する備蓄倉庫ほか、防災資機材の整備に170万円、塩竈市塩竈消防団が実施する防火衣ほか、消防備品の整備に100万円となっております。

これまでの経過につきましては、3に記載のとおりです。

4の事業費及び財源内訳ですが、事業費は270万円で、その財源につきましては、全額コミュニティ助成金となります。

5の今後の予定ですが、補正予算をお認めいただきましたら、7月からの事業着手を予定しております。

事業概要の説明は以上となります。

次に、補正予算額について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.7の一般会計補正予算説明書をご用意いただきたいと思っております。

歳出からご説明申し上げますので、資料No.7の17、18ページをお開きいただきたいと存じます。

第9款消防費第1項消防費第2目非常備消防費ですが、18ページの一番右側の事業内訳欄にございますとおり、消防団運営事業といたしまして100万円を計上いたしております。

内訳として、防火衣等購入費として第17節備品購入費100万円を計上しております。

また、同じ第9款消防費第1項消防費第3目防災費ですが、18ページの一番右側の事業内訳欄にございますとおり、防災対策事業といたしまして170万円を計上しております。

内訳として、地域防災組織育成助成金として、第18節負担金補助及び交付金170万円を計上し、合わせまして270万円となるものです。

また、歳入につきましては、恐れ入りますが、同じ資料の3ページ、4ページをお開きいただきたいと存じます。

第21款諸収入第4項雑入第6目雑入の一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成金950万円のうち270万円が財源となっておりますので、よろしく願いいたします。

危機管理課からは、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 それでは、教育総務課から、議案第43号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、教育総務課に関わる部分をご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.8、定例会議案資料の39ページをお開きください。

学校給食食材購入支援事業についてでございます。

まず、1の概要ですが、原油価格や物価の高騰に直面している子育て世帯を支援するため、市内小中学校に対して、学校給食に係る食材費の値上がり分を臨時的に補助するものです。

2の学校給食の現状についてですが、学校給食は、文部科学省が定める学校給食実施基準や学校給食摂取基準に基づいて作られています。本市の給食費は、1食につき小学校300円、中学校360円となっております。

なお、この給食費は、4月に改定しましたが、給食費を算定した段階での主食及び牛乳の価格と実際4月になってから判明した価格に差が出ている状況となっております。具体的には、小学校の主食、牛乳を合わせて合計7.52円、中学校では、主食、牛乳を合わせて合計8.53円の値上がりとなっております。このような状況にありますことから、3の事業内容にありますとおり、主食及び牛乳の値上がり分について、補助金を交付し、栄養バランスや摂取量を確保した学校給食を提供するとともに、保護者の負担軽減を図りたいと考えております。

なお、1食当たりの補助単価額は、小学校が7.52円、中学校が8.53円、1人当たりの補助額は、小学生が1,316円、中学1、2年生が1,441円、中学3年生が1,364円となっております。

4の事業費及び財源内訳についてですが、事業費が560万円で、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としております。

5の今後の予定についてですが、本定例会において補正予算をお認めいただきました後、7月以降に学校に補助金を交付する予定としております。

次に、予算について、ご説明いたします。

資料No.7の補正予算説明書で予算について、ご説明します。

資料No.7の19ページ、20ページをお開き願います。

初めに、歳出からご説明いたします。

第10款教育費第2項小学校費第1目学校管理費第18節負担金補助金及び交付金の363万円を、そして、第3項中学校費第1目学校管理費第18節負担金補助金及び交付金の197万円を計上しております。

次に、歳入ですが、同じ資料の3ページ、4ページをお開きください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金第1節総務管理費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の7,353万9,000円のうち、560万円を

計上しております。

教育総務課からの説明は以上となります。ご審査について、よろしくお願い申し上げます。

○鎌田委員長 櫻下生涯学習課長。

○櫻下総務部公民共創推進専門監兼教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 続きまして、生涯学習課より、議案第43号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」に係る障がい者の生涯学習推進事業について、ご説明いたします。

資料No.8の40ページをご覧ください。

まず、1、概要といたしまして、本事業は、県の学びを通じたみやぎの共生社会推進事業補助金を活用し、障がい者の方の生涯学習支援体制を整備しようとするものです。

2の事業内容といたしましては、記載のとおり、大きく分けて4つございます。まず1つ、情報共有体制の構築、2つ目として研修会の開催、3つ目、アンケート調査、4つ目、プログラム及び報告会の実施を予定しております。

3の事業費及び財源内訳につきましては、事業費20万円で、全額県の学びを通じたみやぎの共生社会推進事業補助金を財源といたします。

4、今後の予定といたしまして、7月以降、関係部署と情報共有体制を構築し、研修会を開催、10月以降、アンケート調査に基づいた実施事業の調整、令和6年1月以降、生涯学習事業プログラム報告会を実施する予定でございます。

なお、資料No.7、令和5年度塩竈市一般会計補正予算説明書で予算について、ご説明をいたします。

資料No.7の19ページ、20ページをお開きください。

初めに、歳出から説明いたします。

第10款教育費第4項社会教育費第1目社会教育総務費第7節報償費第8節旅費第10節需用費で20万円を計上しております。

続いて、歳入です。

同じ資料No.7、3ページ、4ページ目をお開きください。

第16款県支出金第2項県補助金第6目教育費県補助金第1節社会教育費補助金に、歳出と同額の20万円を計上しております。

生涯学習課からの説明は以上となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○鎌田委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 では、議案第43号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、財政課所管分について、ご説明いたします。

恐れ入ります資料No.7、補正予算説明書の3ページ、4ページをお開きください。

今回の補正予算に係ります所要一般財源等について、ご説明いたします。

歳入の第19款繰入金第1項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金につきまして、82万5,000円の増額補正をするものです。

財政課所管の補正予算の説明は以上でございます。よろしくご説明いたします。

○鎌田委員長 千葉管財契約課長。

○千葉総務部管財契約課長 管財契約課より、議案第44号「工事請負契約の締結について」につきまして、ご説明いたします。

資料No.5、定例会議案10ページをお開き願います。

工事名は、令5一依・単清掃工場耐震補強工事でございます。

契約の方法は一般競争入札、契約金額は1億5,950万円、契約の相手方は、庄磁工業株式会社でございます。

続きまして、具体的な工事内容について、ご説明いたします。

資料No.8、議案資料41ページをお開きください。

2の工事概要ですが、耐震補強工事に合わせて外壁損傷部等の改修を併せて施行するものであり、具体的な内容につきましては、(1)から(5)に記載のとおりでございます。

続きまして、42ページ、3、今後の予定でございますが、本定例会にてお認めをいただきましたら、7月以降に現況写真の箇所について、工事を着手し、来年1月の完成を予定しております。

最後に、43ページをご覧いただきますと、今回の入札経過につきまして、工事契約台帳を掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

管財契約課からの説明は以上となります。よろしくご説明いたします。

○鎌田委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 それでは、総務人事課から、議案第45号から第48号について、ご説明いたします。

4件の議案につきましては、貞山通1丁目公有水面埋立の関連議案ですので、一括してご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.8、市議会定例会議案資料の44ページをお開きください。

初めに、議案の概要について、ご説明いたします。

1番の概要ですが、貞山1号埠頭岸壁の機能回復及び背後地の狭隘化解消による荷役効率の向上を図るため、国及び宮城県におきまして整備工事を進め、貞山通1丁目地先の公有水面埋立が竣功したものとなっております。

2番の埋立区域等及び区域変更ですが、1番の区域の位置といたしましては、3の位置図にあるとおり、公有水面を国及び宮城県で埋立てなどの整備工事をを行ったものとなっております。面積につきましては、宮城県施行分で7,323.66平米、国施行分で3,466.47平米となっております。用途につきましては、埠頭用地、変更する町名は、貞山通1丁目となっております。

続きまして、議案につきまして、ご説明させていただきます。

資料No.5の市議会定例会議案の11ページをお開き願います。

議案第45号及び、次ページの第46号につきましては、本市区域内に新たに生じた土地として、国及び宮城県施行分について、議会の議決をいただく内容となっております。また、次に、13ページから16ページにつきましては、議案第47号及び第48号ですが、本市区域内の町の区域を国及び宮城県施行分につきまして、14ページ及び16ページにあります変更調書のとおり、変更するため、議会の議決をいただく内容となっております。

総務人事課からの説明は以上となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○鎌田委員長 これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。なお、発言の際には、委員会室での開催と同様に、着座のままで構いませんので、ご案内申し上げます。

志賀委員。

○志賀委員 それでは、議案資料No.5の12、13ページのところですかね。貞山通の土地の問題ですけれども、7,800平米ほど塩竈市の面積が増えたということなんですが、これというのは、港湾ですから、土地の所有は、県有地ということで理解してよろしいですか。

○鎌田委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 新たに生じた土地の所有について、お答えいたします。

国施行分の3,466.47平方メートルは、国の所有となりまして、宮城県施工分の7,323.66平方メートルは、県の所有となります。よろしく申し上げます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 議案資料No.8の3ページですね。

塩竈市個人番号利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部の改正についてということで、ここには外国人の生活保護者の個人番号登録ということで書いてあるんですが、当市では、生活保護を受けている外国人の方は、何世帯ぐらいあるのか、ちょっと教えてください。

○鎌田委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 本市では、1世帯のご家庭で保護を受給されております。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 国籍は、どちらですか。

○鎌田委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 国籍は、もともとは中国になります。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 今、くしくも中国ということでお話があったわけですが、ネットなんかを見てみると、どこの自治体でも中国人の方が入ってきて、結構、保護を受けている。一体どうなっているんだというようなコメントが、ちょこちょこ見受けられるんですね。それで、今、対中国と日本というのは、関係があまりよろしくないということもありますし、また、中国が何を考えている国か分からない。それで、現在80万人ほど中国人が、国内にいるそうです。ですから、そういった方々が、中国本土の命令によって一斉蜂起した場合、これは仮の話ですけれどもね。一斉蜂起した場合、警察と自衛隊で約50万人で押さえ切れるのかというようなコメントも出ていたりして、もうちょっと中国人の方に対して、慎重に物事を考えていかないと、というのは、なぜかという日本に来ている中国人の方そのものは、別に何ら問題ないんですが、家族が中国にいと家族を人質に取られて、いろんなことを、スパイ行為であるとかなんとかをさせられるという懸念が多分にあります。ついこの1年前ぐらいかな。中国人の留学生が、研究者ですね。その方が、日本の学校の大学の研究資料を本国に持ち帰っていった。それも結局は、中国政府から脅しをかけられて、家族に危害が及ぶという脅しをかけられて持っていった。また、つい先日ですか。同じく、中国人が、特許問題で、日本の研究機関にいて、その方が中国人、自分の会社が幾つかあって、そこに特許申請、中国に帰って特許申請をしたというようなこともあります。

ですから、知らず知らずのうちにそういった形で、いろんな形で日本の中に浸透していつているわけですので、もうちょっと慎重に自治体でも取り扱っていかないと後々大変になってくるのかなと。今のところ研修生の方と、生活保護は1世帯だけだということで、さほどに問題はないかと思いますが、北海道なんかは、かなりの土地面積を中国の方が買っています。また、塩竈市内でも中国人の方が、土地を買っています。ですから、そういうことに対して、ただ、やっぱりのほほんとしていると後々大変なことになるのではないかなという危惧を抱きながら管理をしていかないと、何もノープロブレムでやっていたのでは、いざというときに大変なことになるのかなという感じがいたしますので、各セクションの方でそういったことをやっぱり頭に置いて、やっぱり差別をしろというんじゃなくて、そういうことかもしれないという危機感を持って事に当たっていかないと大変なことになっていく、そういうご時世になってきているということですね、残念ながらね。ですから、そのところをしっかりと管理していただきたいなと思います。

それと、マイナンバーのことについて、ちょっと私もよく勉強していないので、ちょっと基本的なことをお聞きしたいと思います。

今、マイナンバーカードに入力されているデータは、要するに何々に使えるのかということですね。これをちょっと教えていただきたいと思います。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 お答えいたします。

マイナンバーカードは、どういったものに使えるのかというご質問でございました。

マイナンバーカードは、マイナーポータルというサイトにアクセスしていただくと、基本的に自分の税情報とか、年金の情報とか、そういったものが見られるということになっております。

以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 つい最近の新聞に、マイナンバーカードに入力する業者が入力ミスをして、個人情報さらされたという記事も載っています。私が心配していたことが、実際に起きているわけですね。

それで、マイナンバーカードを利用できる業務がいろいろ増えていくに当たって、それでマイナンバーカードを持たないと、例えば、健康保険証も使えなくなるというような今、状況

になりつつある。そのときに、個人のデータは、マイナンバーカードを年中持ち歩くことによって紛失する危険性が、日々発生してくるのかなど。そのとき紛失したときに、そのカードを読み取る装置が、各部、この保険の場合、医療機関の場合と役所の場合で、その読み取り装置の機能は、多分違っているんだろうと思います。一つの機能でできたら大変なことになりますね。そこのところは、ちゃんと違った機能で読み取りができているのか。それと、それぞれの機器が、市中に出回ることがないのか。というのは、なぜこんなことを聞くかという、なくしたときにそういうものが出回れば、一瞬にしてカードのデータが、分かってしまう。今、今度そういうデータをネットに上げる人もいるかもしれない。そういうリスクをどうやって軽減できるのかなど考えているわけですが、その辺については、絶対大丈夫なのか。いや、そういう危険性がありますというのか、そこのところをちょっと教えてください。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 お答えいたします。

まず、マイナンバーカードは、絶対大丈夫なのかというお話でございますけれども、絶対とはちょっと言い切れない部分もございます。

ただ、まず、なくされた場合というところでございます。紛失してしまったというところでございますが、まず、紛失してしまった際には、24時間体制、国でコールセンターが、ございますので、そちらにご連絡していただいて、状況を説明していただきたいと考えております。

もう一つが、マイナンバーカードに入っているデータですね。先ほど私、ちょっと税情報とか、年金情報とかというお話をさせていただきました。こちらは使用する際になんですけども、このデータに関しましては、基本的にデータが残らないようになる仕組みとなっております。例えば、他人にマイナンバーカードが盗まれたりというところで、もしその盗んだ方が、パスワードを解除して入ったとしてもその人のデータというのは、基本的に見られない、データが残らないという状況となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 マイナンバーカードを使うときに、パスワードが必要だというお話がありました。

高齢者にとっては、非常に難しい措置なのかなど。1回間違ると全部消えました。それでい

いんですか。今、政策課長、おっしゃいましたね。パスワードを間違えると消えますと。それでいいんですか。その方は、1回間違っただけで使えなくなって、あとは関係機関を右往左往しなければいけないんですか。非常に誰にとって利便性がいいのかということだと私は、思います。役所側にとって利便性がいいだけで、使う側にとっては、果たして利便性がよくなっているのかというと、パスワードを間違っただけで使えなくなるようなカードを持たされて、医療機関に行って、間違えました。はい、あなたは、保険証を使えませんでしたら、その方は、どうすればいいんでしょうかということが、やっぱり心配なわけですね。

それから、便利になる反面、そういうパスワード、パスワードということで、これはもう人間ですから忘れますし、年を取ったらなおさらのことですよ。私なんかもネットであって、幾つものパスワードを持っていますけれども、それを全部暗記できるかと、そうではないので、やはり入力の間違ひもありますしね。そうすると1回は、間違っていますよとメッセージが出るので、もう一回入れ直すということでやっていますけれども、その辺の管理のやり方というか、やっぱり使う側にとっては、何か危険性が潜在的にあると私は考えているわけですね。

来年までには、保険証も全部使えない、今までの保険証が使えなくなるんだということをマスコミで言っていますけれども、そんなことになったら大変なんじゃないかなと思うわけです。これは市町村では、いかんともしがたい。国がやっていることなので、しがたい問題だと思いますけれども、結局そういう問題点を、やはり各市町村が、国に苦情として上げられないと、そのまま全て押しつけられて、我々国民は、黙って従わざるを得ないのですかと私は、感じております。これでいいんだろうかと。写真が載っているから個人が特定できる。だけれども、スキミングの機械を持っていれば、自由にスキミングできる。24時間以内に申し立てれば消えるんだということだって、なくして24時間内に気づけばいいけれども、気づかないケースだってあるわけですよ。そのときにどうなんだと。なくしたその人の全部自己責任ですよとなっちゃうんですか。だったら、今までどおりの保険証を使いたいですよという人だって当然いると思います。私もその類いです。そういう人の懸念を全く無視して、このままどんどん進めていっていいのかなと私は、思います。その辺、いかがですか。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 そうですね。なかなか難しい問題だと思っております。ご高齢者の方が、なかなかマイナンバーカードを使って何かしようとすれば、志賀委員がおっしゃったように、

パスワードを入れて、いろいろパソコンなりスマホなりからするというのは、なかなか難しいとも私も思っております。

先ほど志賀委員からもこちらのマイナンバーカードの制度につきましては、国からの制度であるというお話もいただきました。我々も国の制度に従って、今現在、やっているところでございます。

マイナンバーカードにも実をいうといろいろメリットがございまして、こちらは、もちろん本人確認書類にもございますし、いろいろコンビニとかでも各種証明書を取得できるという状況でございます。

先ほどパスワードを間違った場合に、いろんな場所に行かなければならないのかという話でございしますが、基本的に3回間違えるとパスワードをちょっと替えなければならないという、いろいろ面倒なところがございしますが、非常にそういったなかなかスマホの扱い方が苦手な方につきましては、市民課でそういった対応もしておりますので、よろしくご理解いただければなと思っております。

以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 だから、ご理解いただければと。無理くりご理解させるのじゃなくて、問題点をピックアップして、やっぱり国にバックアップ、フィードバックすべきだと私は、思いますよ、末端の使っている方が。だって、今日、朝飯に何を食ったか忘れる人たちが、いっぱいいるわけですよ。私は、夕べ何を食べたかなと考えたときに、なかなか思い出せません。そういう人が、マイナンバーカードを持って病院に行って、パスワードはと言われたときに、あれ、これだったか、これだったかと3回押して使えなくなった。病院の診療を受けられない。そんな場面を想像して、何が便利になるのかなと。個人を証明するものだ。今だって保険証で個人は証明できるわけですよ。だから、マイナンバーカードだから個人が証明できるというのは、そんなのはへ理屈であって、保険証でもできます。身分証明、運転免許証でもあります。ただ、高齢になると返戻しますからね。そうすると、高齢者は、唯一高齢受給者証か後期高齢者保険とか、そういう保険証が、自分の身分証明の手だてになるわけですよ。だけれども、保険証をなくしたって、さほど使い道がないですし、せいぜいサラ金に持って行って金を借りるときに保険証を持っていけば借りられるのかなというところで、役所に来て再発行してもらえば、さほど問題はないわけですが、ただ、いろんなデータが入ってい

るカードをそういうふうにより日常的に持ち歩いて、なくす危険性が増えていくことよっての弊害というものが、多分にある。その辺のところ、何か国のあれを見ていると議論されてないんですよ。あとは皆自己責任みたいな感じでね。そこを2万円を出して強制ということに無理くり作らせて、70%超えましたと喜んでいるけれども、果たしてそれでいいんだろうかと思ひます。

だから、そのところを市役所では、やらないということではできないと思ひますが、先ほど言ったように、そういう心配な人がたくさんいるので、保険証の来年度実施というのは、もうちょっと考慮してもらえませんか。できれば選択の自由を認めてもらえませんかというよなコメントを私は、自治体として出すべきではないのかなと思ひますけれども、いかがでしょう。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 お答えいたします。

マイナンバーカードに不安を覚えている方は、今、お話があったとおり、いらっしゃるかなと思っております。マイナンバーカードなんですけれども、現在、市役所で交付受付のサポートをいろいろやっております。そういった中で、市民からの要望によりまして、返却することも可能という形となっております。マイナンバーカードを一度もらってもちょっと不安だなと思つた場合には、返却することが可能だという形となっております。こちらは7月号の広報紙、また、本市の公式LINEにおいて、そういった申請内容について、不安を感じる方について、対応するよ、こちらでも周知してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 政策課長は、もう国の人と一緒にだね。何とかそれを進めようとするだけ。あなたが、見直していかなければ駄目だと思わないと駄目なんじゃないのかなと私は、思ひます。これ以上言っても議論が成立しないよですから、やめます。

以上で私の質疑を終わります。

○鎌田委員長 そのほかございますか。小高委員。

○小高委員 それでは、お伺いをしていきたいと思ひます。

初めに、補正予算から幾つか事業をご紹介いただひていましたので、その点で、まず初めに

ちょっと簡単にお伺いしたいと思います。

それで、基本的には資料No.8をひもといってお伺いしたいなと思いますが、29ページ、コミュニティ助成事業の中の、特に防災組織の育成というところでの中身について、ちょっとお伺いしたいと思います。

それで、いわゆる財源としてコミュニティ助成金ということで、一定の額が上げられております。付託先というか、あれは違うんですが、種類によっては、市民課からも一定こういった額で出ているわけなんですけれども、この中身については、一定理解をしているつもりなんです。一方、町内会の方なんかにお話をお聞きをすると、町内会として申請のしやすさといえますか、その申請の方法にいろいろ難しさを感じておられるところもあるようです。そういった中で、例えば、その町内会の規模ですとか、そういった申請に慣れている、慣れていない、そういったところも含めて、なかなか活用できないというような事情もこの間、お伺いしてきました。そういった意味では、こういった事業、例えば、総務教育常任委員会との関係でいえば、特に防災、そういった関係になるわけなんですけれども、そういったところで周知方、案内方といえますか、あるいは、その申請に係るお手伝いといえますか、そういったところは、どのようになっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 目々澤危機管理課長。

○目々澤総務部危機管理課長 お答えいたします。

まず、コミュニティ助成事業の周知につきましては、毎年8月に市内の自主防災組織に対しまして、その案内状を送付しております。

もし、万が一、その申請の仕方が分からないとかがありましたら、私どもで申請書の書き方等を丁寧に教えさせていただきます。申請を受け付けるようにしております。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

当然、これまでもそういった形でやられてこられたかなと思っているんですが、なお、そういった声をつい最近もいただいたばかりでしたので、なお丁寧にそのあたりは、進めていただくといいのかなと思いますので、お伺いしたいと思います。

続きまして、39ページですね。

学校給食の食材購入への支援ということで、ご説明いただいた中で、令和5年4月改定分

らのさらなる値上がりの見込みということで、1人当たり分等々を含めて中身については、理解をしたわけであります。それで、この間、時系列的にはずっと値上がり傾向が続いていく中で、1つには、当初予算のときにもお話をさせていただいたんですが、いわゆる国からの交付金の流れの中で、一度途絶えてしまったということで、保護者としての立場から見れば、今回4月からの値上がり分については、補助をされるんだけれども、4月までに値上がった分、要は、4月から、実際に給食費としては値上げになったということを含めて、そのあたり、どのように整理すればいいのかなと思っているんですが、そういったあたりは、どのようになりますでしょうか。

○鎌田委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 給食費の値上がり分についての考え方、補助の考え方というご質問をいただいています。

今回、4月に給食費を改定させていただいています。令和元年度から、給食費の据置きをしまして、四、五年ごとに給食費を改定させていただいているということで、今回、令和5年4月に、その年度年度ごとの食材の価格を見ながら、給食費を設定していったところで、今回、4月に給食費を改定したという経過がございます。食材費に関しましては、保護者の方に負担をしていただく部分ということで、今回、値上げをさせていただいておりますが、その部分に関して、交付金での補助ということは行わず、今回、臨時的に交付金を使って補助をするというものになります。ここで値上がり分を補助をするということで、恒久的にずっとその値上げ分の補助をするということは、なかなか難しいのかなと思っております。それで、今回は、主食、それから牛乳の値上がり分の補助をするということで、交付金を活用しているところになります。

以上になります。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 ごめんなさい。その4年から5年に1度の改定という、もともとあるルールといたしますか、そういった流れについては、理解しないわけではないんですが、ただ、その前段としては、行われていた。時系列的には、ずっと右肩上がりでも物価が上がっていく中で、1回そこが途切れて、また、今度幾ばくか補助をいただけるということで、実は、これは額的には、そこまでのものではないのかなと。今回、実質的に値上がりした部分を含めて、支援を行ったとしても、そこまでの額ではなかったのかなというところをちょっと考えていまして、

そういう意味では、国の案内等々を見ても今回の一連の経過の中で上がっていく物価の分については、一定支援というものが必要であるということ是被われておった中だったので、正直4月の値上げというところは、びっくりしたわけです。今回、こういった形でさらなる値上がり分について、補助するというので、そこについて、どうこうということではなかったんですが、そのあたりも含めて、今後の動向を見ながら、さらなる検討をぜひ、そこは、お願いできればいいのかなと思っておりますので、その点については、この場を借りてお願いしておきたいと思います。

それで、先ほどこのまま恒久的な支援というものは、難しいというお話があったんですが、今回、この段階でこういった支援事業というものを被われてこられて、今後を見据えた際に、例えば、今回の補助については、いつ頃までといいますか、そういった形で考えておられるのか。そこから以降については、どういった検討を被っておられるのか、ちょっと最後その辺、聞きたいと思います。

○鎌田委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 今回の主食、それから牛乳の補助につきましては、期間といたしましては、令和5年4月から令和6年3月までの1年間の部分となります。そして、今後の食材の価格を確認しながら、値上がり等がありましたら、国からの交付金、そういったものが、もしございましたら、また検討するという内容になるかと思っております。

以上になります。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

その交付金というところもあるんですが、この地方創生臨時交付金というものが、果たしていつまでどのようにということはあるんですけれども、そこにある意味ではとられることなく、保護者の方々の生活の実態ですとか、そういったところも踏まえてご検討をぜひお願いをしたいということで、申し上げておきたいと思います。

続きまして、41ページの清掃工場耐震補強工事ということで、一定中身については、理解をいたしました。それで、拝見いたしますと、それなりに大きなというか……。一定稼働との関係で心配されるところがあったんですが、そのあたり、どうだったかなということでお聞きをしたいと思います。

○鎌田委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 それでは、清掃工場耐震補強工事、今回の工事ですが、清掃工場は、操炉を稼働させながら耐震工事を行うということになっております。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

それで、1つ気になっておったのは、今回、こういった形で今後の稼働というか、活用というか、使用も見越して大きな耐震補強ということになるんだと思いますが、一方で今後のいわゆる清掃、いわゆるごみ事業との在り方との関係で、以前には、本市において独自で建て替えを行うような、そういった検討もなされておったかと思いますが、そのあたり、時間的な観点で、今後どう見通していけばいいのか、そのあたりだけちょっとお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 今後の新たなごみ指定、清掃工場の整備との関係でございます。

現在、新たな清掃工場の稼働に向けて基本構想を策定している予定でございますが、そこで改めてスケジュールを今、整理しているところでございますが、やはり清掃工場は、新たな工場稼働までには、かなりの年数を要しますことから、現在の既存の清掃工場は、操炉させながらということが基本的な考え方となっております。そのため、その期間中は、搬入される方、あるいは、清掃工場の職員の安全性を確保するために今回、耐震補強工事を実施させていただくものとなっております。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。一定整理がつかしました。

なので、今後どういった形で変わっていくのかといいますか、そのあたり、適時ご説明いただきながら進めていただければいいのかなと思います。

続きまして、最後、44ページ、議案第45号から第48号ということであります。

それで、先ほど志賀委員からお伺いもございまして、一定どういったものなのかなというところについては、理解をしたところでありますが、いわゆるこの公有水面埋立との関係ということで、この間、ここのいわゆる航路も含めて様々議論がなされてきたものなのかなと思っております。そういった意味合いで、今回、こういった形で公有水面の埋立てが行われた

ということも含めて、例えば、港湾審議会なんかでこういった議論があって、こういった形になってきたのか、そのあたり、ちょっとお伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 答えいたします。

仙台塩釜港につきましては、やはり取り巻く環境としまして、この数十年の間に世界経済の状況ですとか、社会情勢の変化などで、大変施設の老朽化などが、課題となってきておりました。そのような中で、仙台塩釜港全体としての機能向上を図ることが必要になってきておまして、その中でも仙台港区と塩釜港区の機能分担を図り、仙台港区へは、コンテナ貨物、塩釜港区へは、バルク貨物の受入れを行うというような港湾機能の役割分担を図るとする考え方から、整備計画をされたものとなっております。

以上です。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。いわゆる機能向上の必要性といたしますか、そこについては、理解をするんですが、その機能分担といたしますか、そのあたり、なかなか今回との関係でどうなっているのかなというところで、まず、お聞きをしたわけであります。

それで、この間、貨物船舶の入港というところでは、先日、産業建設常任委員会でいろいろ懇談もされたようでありますけれども、そういった中で、いわゆる9メートルというところで様々ご意見もあったそうです。ちょっと関連してお聞きをいたしますと、いわゆる9メートル航路のしゅんせつというところも含めて、やはりその機能をどうしていくんだということが、やはり課題になっていたかなと思いますが、ちょっと関連して、見通しといたしますか、そのあたり、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○鎌田委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 岸壁のしゅんせつについてのことかと思いますが、現行の港湾計画では、しゅんせつ、岸壁の深さが、マイナス9メートルということで計画されております。ただ、宮城県では、現在のところ、特別名勝松島の現状変更における行為の制限ですとか、また、膨大な量のしゅんせつ土砂の処理といった部分で、9メートルの水深確保につきましては、なかなか困難が伴っているということがありまして、暫定でマイナス7.5メートルの航路及び岸壁の深さということになっております。

以上です。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

いわゆる機能向上の必要性というところであれば、今回、こういった形で水面の埋立てを行って、いわゆる活用されやすくする、しやすくするというのが、そこについては、理解をするんですけども、あわせて計画というのは、もともと随分前からあったようでありますので、そのあたり、様々ご要望も上がっている中で、あわせてこういったものを進めていくべきなのかなとも思います。そのあたり、今回の埋立て等、今後の物流の見通しというところで、改めて県とか、そういったところとの協議といたしますか、見通しといたしますか、そのあたり、あれば最後ちょっとお聞きをしたいと思います。

○鎌田委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 今回の国及び宮城県の貞山1号埠頭岸壁及び背後地の整備によりまして、岸壁の形状が直線となること、また、背後埠頭用地が、埋立てにより、スペースが広がるということで、確保されることから、港湾施設としての利便性が向上します。これによりまして、機能分担が促進されることによりまして、仙台港全体の活性化と、また、荷役の取扱い貨物の増加などということも期待されております。

以上です。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 あわせて、先ほど申し上げたことについても、ぜひ進めていただければいいかなと思いますので、そこは、強くお願いをしておきたいと思います。

それで、最後、お伺いいたします。議案第38号について、伺います。

先ほど志賀委員からも様々懸念等々について、ご発言もございました。それで、ちょっと前段確認をしたかったのですが、今回、いわゆる番号法で適用対象外となるということで、市で独自の条例を持つ必要があるんだというようなご説明もあったわけなんですけど、今回、この制度の見方としては、ちょっと基本的なことだったんですが、この新しい医療扶助の仕組みといたしますか、それについては、いわゆるマイナンバーカードを健康保険証として利用できるマイナ保険証のシステム、これを活用してというか、そういった形、そこに乗っかってできるようになるというようなお話なのか、ちょっと冒頭、伺いたいと思います。

○鎌田委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 今回の生活保護の扶助費の関係、医療扶助費の関

係が、マイナ保険証と同じ機能なのかということです。

形としては、審査請求期間にも関わってきますことなので、ほぼ同じものと考えていただいてよろしいかと思います。ただ、この入力とか、ひもづけの作業というのは、保険者が行うというのではなくて市が行うというのが、大きな違いかなと思っております。

以上です。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。基本的には、このマイナ保険証のシステムを活用される中で、どこが、どのように取り扱うというはあるにせよ、そういった管理一連の流れの中でのものにあるということでは、理解をいたしました。

それで、ごめんなさい。この中のどこかに書いてあったのかも分からないんですが、この間、いわゆるそのマイナ保険証というところを見ていましたときに、その医療機関において、そういった設備を導入されるか、されないかというところで一つ大きな懸念もあったわけなんですけど、これについても、そういったものに一定左右されてしまうものなのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○鎌田委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 医療機関の手続としては、マイナ保険証を確認するシステム、それがあれば、この医療の扶助費も確認は、同じ機械でできるものとなってございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 そうなりますと、そういった設備が導入されていないところでは、どのような形になるのでしょうか。

○鎌田委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 そういった医療機関であるとか、薬局をお使いの方に関しては、やはりこれまでと同様に医療券を発行しないといけないということになるかと思います。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

それで、先ほどいわゆる志賀委員から実際に使われる方から見た際の様々な懸念というところも様々ご発言があったかなと思います。

それで、一方で、この間、様々報道なんかを見ていると、いわゆるシステムを構築する側と申しますか、そちら側でのトラブルが非常に続いているなというような印象がありまして、総務教育常任委員会の審議の中身ではなかったんですが、いわゆる印鑑条例なんかのあれなんかを見ていると、コンビニの証明書サービスにおいても様々な誤交付がこの間、いろんなところで起きている。また、マイナ保険証の話に戻ると、別人の方とのひもづけというのが行われてしまったケースが7,000件を超えたとか、あるいは、その中で実際に薬剤情報が閲覧されてしまったとか、様々そういったトラブルというのが、一定明らかになっていて、さらにそれは、なお精査中だということのお話がありましたけれども、本市においては、そういったミス、あるいは、トラブルというのは、現状は起きていないということで受け止めてよろしいのでしょうか。

○鎌田委員長 高橋市民生活部長。

○高橋市民生活部長 マイナンバーカード全般のご質疑というところで、市民生活部からお答えさせていただきます。

今のところ、塩竈市におきましては、報道されているような問題は、起きていないというのが現状でございます。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。本市においては、今のところは、まだ起きていないということで理解をいたしました。

ただ、医療現場なんかを見ていると、いわゆる今回は、生活保護の医療扶助との関係であります。マイナ保険証の関係でのシステムだということで、ちょっと関連して申し上げたいと思いますが、例えば、全国保険医団体連合会等の調査では、およそ6割で他人の情報がひもづけられていたというようなお話がありました。その中で、保険加入等の資格が確認できずに医療費が窓口で全額負担となったというのが、400件ほど確認をされているということで、現状、紙の保険証と併用ということもありますので、現状では、まだ何とかなっているそうなんです。仮にこれで保険証が廃止となった際にどういった混乱が起きるんだろうというところは、やはり大きく懸念をするところであります。

また、入所者の保険証を預かる、いわゆる高齢者施設のところでのお話ですと、9割を超えるところで、こういったマイナンバーカードの管理というのは、到底できないというようなお話も出ているということで、なかなかある意味では、非常にこれまで拙速という言葉を用

いるのが適切かどうか分かりませんが、急速に進めてきた中で、様々なトラブルが、今、明らかになっているというところです。

そうした中で、いわゆる様々な世論調査、あるいは、新聞等の社説等々を見ていまして7割を超える方が、非常に不安を覚えている。大手新聞等々の記事なんかを見ていましてまず一度立ち止まって検証すべきだというような議論が、そろって今、行われているということも拝見をしております。そういった意味では、先ほどいわゆる国で進めている話なので、自治体ではなかなかというお話もありましたが、一方でこれまでのトラブルに対して事後的に、対症的に国で対応を進めてきた中で、自治体においても様々仕様の変更と申しますか、一定そういったものが続く中で、自治体でも実は、混乱が起きているのではないかなという懸念もしております。そういった意味では、今回、中身としては、こういう条例の中身になっておりますけれども、全体としてこの制度というものは、一度立ち止まって検証すべきものだと申上げて、ちょっと今回の条例については、難しいかなというところを私としては、申上げて、一連の今回のお伺いとさせていただければと思います。

以上でございます。

○鎌田委員長 ほかございますか。土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

私から簡単に2点だけ伺いたいと思います。

資料は、8番を使用します。資料No.8の3ページ。

先ほどからお話がありましたマイナンバーカードのところ、ちょっと基本的というか、確認だけなんですけれども、今回、このマイナンバーカードで、受診までのプロセスを簡略化するという話なんです、実際、このマイナンバーカードをお持ちの外国人の方が、医療機関を受ける際、マイナンバーカードを持っていったときに、窓口でどういうことをしなければいけないのか、その部分をちょっとまず確認したいなと思います。

○鎌田委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 マイナンバーカードで医療保険等の情報を確認できる医療機関ですと、専門のマイナンバーカードによって、医療保険の保険証、保険情報を確認する端末が設置されております。私が知っている形のものでございますと、そちらにマイナンバーカードを置いていただいて、顔認証で情報が、専門の医療機関にあるパソコンに表示されるというような内容のものだったと記憶しております。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そうすると、そこであえてパスワードを入力するという手間というか、手順はないということですか。

○鎌田委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 1年以上昔の話なんですけれども、そのとき、すみません。私は、パスワードというか、暗証番号を入れるというところまでは、ちょっと確認をしてございませんでした。すみませんでした。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

ちょっと確認したのは、先ほど志賀委員もそこで間違っただけで使えなくなったなんていうお話もありましたけれども、普通の医療券とかと比較したときに、なぜマイナンバーカードを使ったときにだけそんなにハードルが上がってしまうんだろというは、ちょっと疑問としてあったので、その部分、確認がちょっと必要なのかなと思ったので、お伺いさせていただきました。ぜひ、分かったら教えていただけると助かります。

このマイナンバーカード関係は、やはりまだ仕様が、多分定まっていないところもあって、分からないことが余計に不安だったり面倒くささを生んでいるところもあると思いますので、国のことだからどうこうというものもあるんですけれども、実際に市民の方と対峙する地方自治体としては、そこら辺、しっかり説明できないと難しいのかなと思っているので、ぜひ説明できるように準備をお願いしたいと思います。

続きまして、同じく資料No.8の39ページです。給食費の話です。

ちょっとこっちも基本的なところで恐縮なんですけれども、伺いたいんですが、今回、補助というかサポートの、支援の対象になるのが、主食と牛乳ということなんですけれども、副食というか、おかずの部分は、対象になっていないのは、何でなんでしたか。

○鎌田委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 今回、主食と牛乳について、その納入する業者だったりだとか、それから、牛乳については、県から一律で、県内給食に使われる牛乳の保護者負担が幾らですというような通知が来るんですけれども、そういったものが、3月末ですとか、4月の時点で、米飯、パン、牛乳について、判明しておりましたので、今回、この部

分の値上がりについて、補助をしたものです。

ただ、副食に使われます野菜、肉、魚、そういった食材についても、業者の方から値上がりのご連絡をいただいたりというところはございますが、なかなか確定しにくい部分で、そういったところで今回は、主食、牛乳についての値上がり分を補助するということでさせていただいております。

以上です。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

副食は、それぞれ業者さん、細々とした値段になってきて、見積りが難しいかとは思いますが、今回、主食と牛乳で合わせて、小学校だと7.52円、それから中学校だと8.53円のアップということなんですが、副食は、どれくらいアップする予定なのか。というのは、下に栄養バランスや摂取量を確保したということが書いてあるんですけども、主食ばかり補填しても仕方ないのかなというのが、正直なところとしてあったので、どれくらい副食が上がっているのか、実情をちょっと伺いたいと思います。

○鎌田委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 今回、例えば、小学校ですと、1食当たりのもとの給食費が300円で、そこに対して補助が、1食7.52円ということにはなります。例えば、主食、牛乳が値上がりしている分で、おかずにかかる食材にかかる割合が、減るということになりますけれども、それを補助すること、主食、牛乳の分を補助することによって、もとの副食費にかかる食材価格に戻すということで、どれくらい上がっているという考え方ではなく、もともと副食費にかかるだけのおかずの食材価格として確保したいということで、今回の補助の内容になっております。

以上です。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

今までどおりの金額は、副食にかかる費用は、確保しようというところだと思いますけれども、主食と牛乳が値上がりしている。副食が、値上がりしているのかどうかというのをちょっと伺いたくて。というのは、値上がりしていた場合は、同じ金額を確保しても実質中身は目減りすることになるわけなんですよ。なので、実際副食というのが、価格が上がって

いるのか、それとも価格は上がっていないよというのであれば、同じ金額を確保すればいいと思いますけれども、上がっている場合だったら、そこは、もっと支援というのは必要になってくるのかなと思います。そこら辺の見積りというか、計算はしているのかどうか、伺いたいと思います。

○鎌田委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 おかずにかける食材費も4月に想定していたものよりも値上がりはしているところで、そこに関して、ちょっとなかなか見込みを出すことができないところではございますので、元の副食費にける食材料費で献立を工夫しながらとか、それから、特に旬のものを使って安い食材を購入しながらということで、献立に工夫をしながら、栄養バランス、栄養価がきちんと確保できた後、量の確保ができた給食を作るところで、ご質疑については、副食費がどれくらい値上がりしていて、それにどのように対応しているのかというご質疑になるかとは思いますが、限られた副食費の食材費の中で、給食献立をつくりまして、給食を提供しているところです。

以上になります。

○鎌田委員長 終わりですか。次、菅原委員。

○菅原委員 私から、ちょっと何点か質疑させていただきたいと思います。

まず、資料No.8から進めさせていただきます。

3ページの個人番号の利用の部分で、今まで各議員から様々問題提起もございました。その中で、ここで私も1点確認したいのは、やはりパスワードの入力というのは、やっぱりなかなか厳しいものがあるんじゃないかなという部分がありますので、ちょっと確認していただきたいなと思います。なぜかといいますと、医療機関に行って、健康な人であっても、やはりパスワードを覚えているというのは、なかなか多分ないと思いますので、パスワードを入力しないと受診できないとなると、その辺、ちょっと確認させていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

それと、やはりマイナンバーカードの保険証の利用となりますと、医療機関、生活保護者の方は、もう医療機関が、もう1病院だけではないんですね、やはりもう2病院、3病院等、眼科とか、いろんな部分でやはり受診しているわけなんですけれども、そういった中で、医療機関、または薬局ですね。今現在、薬をもらう薬局全てが、対応されているのか。何かそういった目印等なんかは、あるのか、その辺、ちょっと確認できますか。

○鎌田委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 最初にお話のあったマイナンバーカードの医療情報の確認作業で、暗証番号があるかによっては、ちょっと調べてからお答えさせていただきます。

その後の保険医療機関であるとか、薬局でどの程度のところが、マイナンバーカードの資格確認ができるようになってきているかという部分と、そういう表示があるのかという部分につきましては、表示というのは、たしかなかったと思いました。今、病院ですと、今年の3月末ぐらいで、病院、医療機関については8割ほど、薬局については9割ちょっとを超えるぐらいが、もう導入済みということで調べさせていただいたという経緯がございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。8割、9割という形で、もうこのシステムですね。

結局はシステムが導入されているということなので、我々も塩竈市内の医療機関だけじゃなくて、もう仙台市に行って医療を受ける場合もありますし、その近くの薬局に行って薬を頂くことも多々あると思いますけれども、そういった部分では、やはり宮城県全体を把握していなければいけないなと私も思っております。その辺も確認しながら、やはりスタートは、なかなか今、いろんな部分でシステムが遅れている、誤登録とか、様々な部分であると思います。やはり利便性は、確かにあると思いますので、国は、これに対する対策をもう早急に多分やっていると思いますけれども、ぜひともその辺のこのマイナンバーカードの安全性というものをこれからも市としてやはり取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、41ページの清掃工場の耐震補強について、ちょっと確認させていただきたいと思っています。

この内容については、ほとんど契約案件として、新しい、前回ですか、去年不調に2回ほど、多分終わったと思いますけれども、今回、庄磁工業株式会社が、入札したということで書いてあります。2社あったわけなんですけれども、その2社のうち、地元の会社も多分手を挙げたと思います。43ページで、この失格という部分で、ちょっと私はよく分からないんですけれども、金額が、大分低い金額で、最低限を多分下回っている部分かなと思いますけれども、その失格に対してちょっと説明していただきたいなと思います。

○鎌田委員長 千葉管財契約課長。

○千葉総務部管財契約課長 菅原委員からのご質疑に対してお答えをいたします。

資料の43ページです。こちらの右側に2番、地元の企業については、1回目の入札で失格という表示をさせていただいております。左の失格基準価格という価格がございますが、予定価格が1億4,750万円、その2つ下に失格基準価格ということで1億3,168万7,865円。こちらの金額につきましては、ダンピング対策としまして、この金額を下回った入札については、失格とするようになっておりますので、この関係で、こちらの最低価格者を失格として、次点の入札者が落札となった経過がございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ダンピング失格という形ですけれども、私からいうと、やはり安いほうがいいんじゃないかなと私は、一般的に思うわけですが、そういったダンピングの可能性があるので、失格になってしまったということだと思います。分かりました。

そこで、この前の41ページで、今回、耐震補強がされていくわけなんですけれども、その中でやはりこの間も火事がちょっとあったと思います。あのクレーンの部分ですか。クレーン改造工事という形で、取壊しとなるんですけれども、もう取り壊すとすると一時ストップになってしまうのではないかなと私、一般的には思います。そのときは、稼働ができないんじゃないかなと思うわけなんですけれども、その辺は、大丈夫なんでしょうか。

○鎌田委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 工事関係ですので、私からお答えさせていただきます。

こちらのクレーンの改造工事なんですけれども、定期的な保守点検の時期がございまして、こちらの保守点検のときに炉を止めますので、そのときに合わせた形で工事を行う予定としております。ですので、清掃工場の稼働については、影響のないような形で工事を進めてまいります。

以上でございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。ありがとうございます。

それで、今回、耐震補強がされるということなんですけれども、耐震補強ですからあくまで建物自体の外壁、それから内壁も含めて全て建具、ここにも(1)から(5)という形で工事がされるわけなんですけれども、これは、どのぐらい耐震すれば、どのぐらいもつのか。

その辺というのは、いかがなんでしょうか。

○鎌田委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 お答えいたします。

令和4年2月の調査なんですけれども、構造耐震判定の調査を行いました。その際、必要となる基準値が0.6でございまして、令和4年2月に調査した時点では、I s値が0.16ということで耐震がされていないということでしたので、今回の工事で0.6以上を確保するような形で耐震化を行っていく予定となっています。

以上でございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 期間は、どのぐらい。耐震することによって、どのぐらい建物がもつの。

○鎌田委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 今回の耐震化工事は、あくまでも耐震でございまして、延命の工事とはならない予定でございまして。つまり、例えば、コンクリートの劣化等がございまして、それによる劣化等についての今回の工事には当たりませんので、あくまでも耐震の工事となっています。

以上でございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

なぜそんなことを聞いたかといいますと、やはり今回、清掃工場が、老朽化問題でもう喫緊の課題として取り組んだわけなんですけれども、そういった中で、やはりこの耐震をすることによって、この老朽化が回避できるんじゃないかなと私は思ったわけです。中の機械そのものは、保守点検の中で毎年やっていけば、改めてこの後のこの清掃工場の老朽化の対策までは必要ないんじゃないかなという思いで、ちょっとどのぐらいかかったのかなということで質疑させていただきましたけれども、その辺は、いかがなんでしょうかね。老朽化、今回。

○鎌田委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 今回の耐震工事、あくまで先ほど答弁がありましたとおり、耐震化を図る、耐震基準を満たすための工事でございます。延命化ではございません。ご心配いただいています中の施設につきましても、かなり老朽化が進んでおりまして、昭和51年の建設で県内でも一番古い状況でございます。このような中、一度でも、どこでも、どこが止まっ

でも市民生活に支障を来すおそれが今のところありますことから、できるだけ早期の新たな施設整備に向けた方針としているところをごさいます。今、その建設に向けた基本構想を取りまとめている最中をごさいます。よろしくお願いたします。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。ありがとうございます。

最後に、この44ページの貞山通の部分で、ちょっと私もなかなか勉強不足で申し訳ないんですけども、今回、埋め立てすることの目的というのは、これは何なんですかね。

○鎌田委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 今回、水面を埋め立てすることの目的ということでございすが、こちらを埋め立てすることによりまして、埠頭の形状が広がるということがございす。また、施設の老朽化ということもありますので、新しい岸壁を整備することによりまして、安全性も向上するということがあります。それによりまして、港湾機能の向上が図られて、荷役率の向上なども期待できるというような工事になります。

以上です。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 先ほど商工観光課長から老朽化というのが出ましたけれども、老朽化というのは、どういった部分で老朽しているというのがなされているのか。例えば、この岸壁に亀裂が走っているとか、もうほとんど使い道がなくて船舶がなかなか着くことができないとか、そういった部分も考えられるんですが、ここにも書いてありますけれども、老朽化が著しい状況であるということで、老朽化という部分は、どういったことを老朽化というのか、ちょっと確認させていただきたいんです。

○鎌田委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 貞山1号岸壁につきましては、築造から50年以上が経過しておりまして、やはり施設が古くなっていることによりまして、例えば、地盤沈下ですとか、割れたりといったような、地震等によって被害を受けるような状況になってまいりますので、そういった部分を老朽化と考えております。

以上です。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

ちょっと私も勉強不足で申し訳ないんですけども、埋め立てすることによって、塩竈市の土地が増えるというのも当然なんですけれども、では、塩竈市は、どのように関わっていくのかということも、国の事業、県事業という形でありますけれども、塩竈市としては、どういった関わりになっていくのか、その辺は、いかがでしょうか。

○鎌田委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 市としての関わりという部分でございますが、やはり仙台塩釜港の一角をなす塩釜港区の部分としまして、やはり重要な役割を担っていく必要がありますので、県事業ではございますけれども、市の考えを取りまとめるなどしまして、塩釜港区としての役割を主張していったりですとか、また、共に機能向上のために意見交換をするなどといったことで、引き続き港湾計画の実現に向けて要望等を行っていくというような関わりになります。

以上です。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

前も私もこれは、もう港湾のことも前の先輩からちょっと聞いたことがあるんですけども、ソーラス条約というんですか。そういった部分もあって、やはり海外の外国の部分のそれをやれるような港湾にしていくという対策も入っているということもちょっと聞いて、私もちょっと勉強不足なんですけれども、そういったことも聞いておりますので、本当に市としてどういった関わりを持っていくのかということもきちっとやはり認識していかないと、県事業、国の事業といってもなかなか我々に見えてこない部分がやはりありますので、今回、議案に出ましたので、ちょっと確認させていただきました。

○鎌田委員長 以上ですか。菅原委員。

○菅原委員 でも、市長が、分かりますか。

○鎌田委員長 市長の意見を聞きたい。佐藤市長。

○佐藤市長 簡単に申し上げますれば、港湾を使っていただく企業の皆様はじめ、ご利用の皆様方にとってどういう形、どういう形状、どういうやり方であれば使いやすいのかというのが一番の目的だと思っております、私どもは、そういう港湾関係、荷役業者はじめ、そういった港をお使いになる皆様方の声をしっかりと聞きをして、それを港湾管理者である県にお伝えをする、もしくは、国にお伝えをするというのが、一番大切な部分じゃないのかな

と思います。

また、ソーラス条約の件もテロ事件以降、船舶を使った犯罪にどのように対処していくかというのが、ソーラス条約、多分貞山だとこの貞山2号埠頭にフェンスがかかっていると思いますけれども、第三者が、容易に入ってこれられないような形をつくったのがソーラス条約ということになります。その対応の岸壁としても一部分利用されているのがございます。

ただ、これからは、間違いなく、港湾荷役業者の方々、仙台港区にシフトし始めておられて、なかなか塩釜港区をお使いいただける会社が減ってきている。この現状がございまして、うちとすれば石油基地もございまして、小型バルク、もしくは、冷凍漁船等々の役割分担ということを果たすように、県のご示唆もあったわけでもございまして、今後については、私が考えるに、やはり観光港の機能としての側面、または、仙台港区を補完をする、いざというときのための補完港としての在り方、もしくは、海上保安、海上保安部の船が、巡視線がございまして、こういった方々のご意見、そして、今もお使いいただいている港湾荷役業者の方々のお話をしっかりと聞いて、とにかく使いやすい港になるように意見を申し上げていくというのが、塩竈市としての基本的な考えになると思っております。

○鎌田委員長 以上ですか。

先ほどのマイナンバー関係の質疑に対し、答弁漏れがありました部分につきまして、並木生活福祉課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 先ほど菅原委員からのご質疑にお答えできなかった部分です。

マイナ保険証を使った資格確認のシステムですが、基本的に顔認証でできるんですが、選択としてパスワードというか、4桁の暗証番号を皆さんに登録していただいておりますので、その暗証番号でも確認ができるような機能がついているということで確認してございます。

○鎌田委員長 ほかございますか。（「なし」の声あり）

なければ、暫時休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午前11時35分 再開

○鎌田委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第38号について、採決いたします。

議案第38号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鎌田委員長 挙手多数であり、よって、議案第38号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第43号ないし48号について、採決いたします。

議案第43号ないし第48号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鎌田委員長 挙手全員であります。よって、議案第43号ないし第48号は、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時36分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員長 鎌 田 礼 二